

外国証券情報

イーライ・リリー

米ドル建普通社債 5.55% 2055 年 10 月 15 日満期

1 発行者情報

- (1) 発行者の名称
イーライ・リリー・アンド・カンパニー (Eli Lilly and Company)
- (2) 発行者の所在地： Lilly Corporate Center, Indianapolis, Indiana 46285, USA
- (3) 発行者の概要 (発行者設立の準拠法並びに設立の目的、設立の根拠、法的地位及び設立年その他の事項)
- 準拠法： インディアナ州法
- 法的地位： 株式会社
- 設立年： 1901 年
- (4) 決算期： 12 月
- (5) 事業の内容： 医療用医薬品の研究・開発・製造・販売
- (6) 経理の概要

(百万ドル)

	2024 年	2023 年
総資産額	78,715	64,006
負債額	64,443	53,143
株主資本額	14,192	10,772
売上高	45,043	34,124
純利益	10,590	5,240

詳細については下記 HP 参照(英語)

[lly-20241231](#)[Investors | Eli Lilly and Company](#)

- (7) 保証を行っている親会社に関する事項： なし

2 証券情報

- (1) 有価証券の名称
イーライ・リリー 米ドル建普通社債 5.55% 2055年10月15日満期
- (2) 発行地及び上場・非上場の区分
発行地： グローバル市場
上場市場： フランクフルト証券取引所、他
- (3) 発行日
2025年8月20日
- (4) 発行額
10億米ドル（2025年8月20日現在）
- (5) 利率及び利払金の決定方法
固定利率： 年率 5.55%（発行通貨ベース、税引前、30/360）
- (6) 利払日
年2回（毎年4月15日及び10月15日 初回利払い日は2026年4月15日 休業日に当たる場合は翌営業日）
- (7) 償還期限
2055年10月15日
- (8) 償還金額及び償還金の決定方法
期限前償還または買入消却されずに満期償還を迎えた場合、額面金額で償還。
2055年4月14日までは、額面金額もしくは2055年4月14日までのキャッシュフローを同年限の米国債利回り+0.10%で現在価値に割り引いた金額のいずれか高い方の金額に償還日までの経過利息を付した金額で、以降は額面金額に償還日までの経過利息を付した金額で、発行済み本債券の全部又は時是一部を発行者の任意で償還させることができる。
- (9) 受託会社又は預託機関
受託会社： Deutsche Bank Trust Company Americas
- (10) 担保又は保証に関する事項
特になし
- (11) 他の債務との弁済順位の関係
上位無担保債
- (12) 発行、支払及び償還に係る準拠法
ニューヨーク州法

3 「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」第十五条第一項各号に掲げる場合への該当の有無

該当ありません。

外国債券投資に関する主なリスクについて

※ 為替変動リスク

本債券の円で換算した場合の元利金支払額は、外国為替相場の変動によりその影響を受けます。これにより、円換算した償還価格または売却価格が投資元本を割り込むことがあります。

※ 価格変動リスク

本債券の途中売却価格は、金利動向の影響を受けて上下します。これにより期中の時価が投資元本を大きく割り込むことがあり、償還前に売却する場合には損失を生じることがあります。

※ 信用リスク

本債券には発行者の信用状況の変化によるリスクがあります。信用状況の変化は発行者の経営・財務状況の変化によって、あるいは、これに対する外部評価の変化によって生じます。これにより、利払い、額面の償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがあります。

※ 流動性リスク

本債券については、流通市場の状況によっては売却希望時に直ちに売却換金すること困難な場合があります。万一途中売却される場合、発行者の信用力や市場環境などによって売却価格が投資元本を下回ることがあります。

※ カントリーリスク

発行体の属する国の国情の変化（政治、経済、取引規制等）により、投資元本割れや途中売却が出来なくなるおそれがあります。

※ 元利金の支払いおよび中途換金に関するリスク

発行体、支払代理人、預託機関、販売会社等に何らかの事由が生じることにより、元利金支払の遅延、もしくは債券の途中売却に支障が生じる場合がございます。

※ 発行者による繰上償還リスク

本債券は、発行者が、発行者の任意で償還させる権利を有しています。また、税制が変更された場合、法制度が変更されたなどには、発行者の任意で償還させる権利を有しています。繰上償還価格は、発行価格（額面価格 100%。買付価格とは異なります。）となりますので、オーバーパーの価格で買付している場合、償還金額（外貨ベース）が投資元本（同）を割り込む可能性があります。

お取引にあたってのご注意事項について

- ◎ 外国債券を募集・売出などにより、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。
- ◎ 既発債のうち、利付債のお取引にあたっては、経過利息の受け払いが発生する場合があります。
- ◎ 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の適用はありません。従ってクーリング・オフの対象になりません。
- ◎ お取引される有価証券が外国企業の発行する有価証券の場合、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される銘柄（英文開示銘柄）に該当する可能性があります。
英文開示銘柄の一覧は、以下の日本証券業協会のウェブサイトにてご確認ください。
<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>

J トラストグローバル証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 35 号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【本資料のご利用に当たってのご留意事項】

- (1) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該外国証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (2) 国内の金融商品取引所への上場が行われず、かつ国内において公募・売出しが行われていない外国証券については、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われていません。
- (3) 本資料は信頼できると考えられる資料等に基づき作成しておりますが、当該資料等に記載された内容の正確性・完全性について保証するものではありません。
- (4) 当該外国証券への投資にはリスクがあり投資元本が保証されるものではありません。投資の最終決定に当たっては、契約締結前交付書面をよくご確認の上、ご自身の責任で判断をお願いします。